

令和8年9月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、スピーカー（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5 件
（うち焙煎機（コーヒー豆用）2件、電動アシスト自転車1件、
電気式浴室換気乾燥暖房機1件、スピーカー（充電式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 21 件
（うち扇風機1件、電話機1件、スピーカー（充電式）1件、電気洗濯機1件、
食器洗い乾燥機1件、除湿機1件、リチウム電池内蔵充電器5件、
電動車いす（ハンドル形）1件、電動車いす（ジョイスティック形）1件、
ウォーターサーバー1件、電動車いす（ハンドル形）1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、乳幼児用椅子1件、
携帯電話機（スマートフォン）1件、照明器具1件、
接続箱（太陽光発電システム用）1件、キッチンボード1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。（管理番号：A202400387、A202400388、A202400547、A202500374を除く。）
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 長期使用の扇風機についての注意喚起

(管理番号：A202600660)

①事象事象について

事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（50 年以上）された製品

②使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



●電源コードが折れ曲がったり破損したりしている。

●電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」

（2016 年 6 月 14 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」

（2018 年 6 月 28 日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

「エアコン・扇風機の事故に注意～6 月から急増！火災事故～」

（2019 年 6 月 27 日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL／問合せ先
SANYO 日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/psef080430.html 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） ※同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで該当機種か否かがチェックできます。 https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/pdf/psef080430_list_s.pdf <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html 株式会社富士通ゼネラル https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/
SHARP	シャープ株式会社	https://jp.sharp/support/safety/fan_info.html お客様相談センター 電話番号：0120-078-178（固定電話、PHS） 0570-550-449（携帯電話） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社）	https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm 東芝生活家電ご相談センター 電話番号：0120-1048-76 0570-0570-33（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（事業者休日を除く。）
National	松下精工株式会社（現 パナソニックエコシステムズ株式会社）	https://panasonic.co.jp/hvac/pes/info/important/e-fan.html 長期使用扇風機の相談窓口 電話番号：0120-880-107 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）
HITACHI	株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）	https://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号：0120-3121-11 050-3155-1111（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～17:30 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 広報担当部門 電話番号：0120-12-6504（携帯電話、PHS 利用可） 受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く。） 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号：0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	https://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号：0120-490-499 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）

(2) アンカー・ジャパン株式会社が輸入したスピーカー（充電式）について
(管理番号：A202600659)

①事象について

アンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したスピーカー（充電式）を他社製のＡＣアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、一部のロット管理に不備が発覚し、事故の可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2024 年（令和 6 年）4 月 4 日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202600659）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、型番、ＪＡＮコード、販売期間、対象台数

商品名	型番	ＪＡＮコード	販売期間	対象台数
Anker SoundCore ブラック	A3102016	4571411205989	2023 年 4 月 1 日 ～ 2023 年 9 月 30 日	2,420

2024 年（令和 6 年）4 月 4 日からリコール（回収・交換）を実施

回収率：25.2%（2026 年 9 月 17 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2023 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	1	火災
2025年度	3	火災
2024年度	3	火災
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202600659）は含まない。

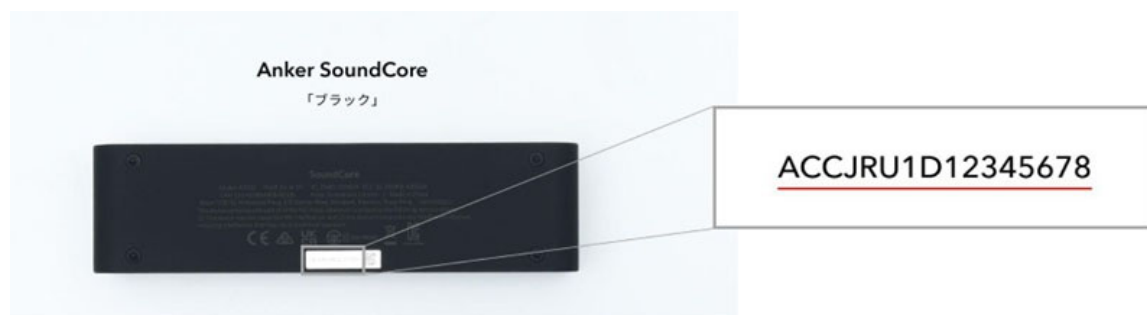
<対象製品の外観及び確認方法>

対象製品の外観



確認方法

製品本体底面に記載の「SN：」の後、Aから始まる16桁のシリアルナンバーを御確認ください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 お問い合わせ窓口

電話番号：0120(253)004

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<https://corp.ankerjapan.com/posts/465>
https://www.ankerjapan.com/pages/a3102_a3302-support

※WEB専用窓口からも申込みいただけます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、松本、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400387	令和6年6月16日	令和6年7月24日	焙煎機(コーヒー豆用)	KLRT-001B	ライソン株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、取扱説明書にチャフコンテナの清掃が不十分な場合の危険性について記載されていなかったため清掃が不十分となり、チャフコンテナの通気口が目詰まりしたまま使用した際に焙煎中のコーヒー豆が過熱して出火した可能性が考えられるが、コーヒー豆が過熱する前にヒーターへの通電を停止する対策が不十分であった可能性も考えられることから、事故原因の特定には至らなかった。	愛知県	令和6年7月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400388	令和6年7月15日	令和6年7月24日	焙煎機(コーヒー豆用)	KLRT-001B	ライソン株式会社	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、取扱説明書にチャフコンテナの清掃が不十分な場合の危険性について記載されていなかったため清掃が不十分となり、チャフコンテナの通気口が目詰まりしたまま使用した際に焙煎中のコーヒー豆が過熱して出火した可能性が考えられるが、コーヒー豆が過熱する前にヒーターへの通電を停止する対策が不十分であった可能性も考えられることから、事故原因の特定には至らなかった。	東京都	令和6年7月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400547	令和6年7月22日	令和6年9月3日	電動アシスト自転車	PA20BXLR	ヤマハ発動機株式会社	火災	発煙及び異臭がしたため確認すると、当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、バッテリーに内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セル及び内部配線の焼損が著しく、電池セルが異常発熱した原因の特定には至らなかった。	東京都	令和6年9月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500374	令和7年7月13日	令和7年7月24日	電気式浴室換気乾燥暖房機	UFD-15SA	マックス株式会社	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。調査の結果、当該製品は、PTCヒーターの端子が溶断して異常発熱し、トラッキング現象が発生して出火したものと推定されるが、端子が溶断した原因の特定には至らなかった。	兵庫県	令和7年7月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202600659	令和8年7月20日	令和8年9月14日	スピーカー(充電式)	A3102	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	令和8年9月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月2日 令和6年4月4日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:25.2%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600660	令和8年8月31日	令和8年9月14日	扇風機	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	製造から50年以上経過した製品 長期使用の扇風機について「使用上の注意の呼び掛け」を実施（特記事項を参照）
A202600661	令和8年8月23日	令和8年9月14日	電話機	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和8年9月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600662	令和8年8月5日	令和8年9月14日	スピーカー（充電式）	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和8年8月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月2日
A202600663	令和8年9月1日	令和8年9月14日	電気洗濯機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202600664	令和8年9月2日	令和8年9月14日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和8年9月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600665	令和8年8月30日	令和8年9月14日	除湿機	火災	当該製品を焼損し周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600666	令和8年6月26日	令和8年9月14日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和8年7月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月4日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600667	令和8年9月2日	令和8年9月15日	電動車いす(ハンドル形)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、道から外れて農地に転落し、腰部を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202600668	令和8年7月9日	令和8年9月15日	電動車いす(ジョイスティック形)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、階段から転落して死亡した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月17日
A202600669	令和8年8月28日	令和8年9月15日	ウォーターサーバー	火災	倉庫で発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202600670	令和8年3月6日	令和8年9月15日	電動車いす(ハンドル形)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、道から外れ、崖下へ転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月2日
A202600671	令和8年6月13日	令和8年9月15日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	車両内で異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年6月26日に公表したポータブル電源(リチウムイオン)に関する事故(A202600276)と同一 令和8年7月2日に消費者安全法の重大事故等(ポータブル電源(リチウムイオン))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月3日
A202600672	令和8年7月17日	令和8年9月15日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	飲食店で当該製品を使用中、当該製品をズボンのポケットに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月10日
A202600673	令和8年7月3日	令和8年9月15日	乳幼児用椅子	重傷1名	幼児(2歳)が当該製品とともに転倒し、右腕を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月8日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600674	令和8年7月17日	令和8年9月15日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年9月8 日
A202600675	令和8年7月29日	令和8年9月15日	リチウム電池内蔵充電器	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災 が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、 現在、原因を調査中。	福岡県	令和8年9月10日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年9月10 日
A202600676	令和8年8月3日	令和8年9月15日	携帯電話機(スマー トフォン)	火災	電車内で鞆に当該製品を入れていたところ、発煙に気付き確認 すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該 製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年9月7 日
A202600677	令和8年8月23日	令和8年9月15日	照明器具	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生し ていた。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原 因を調査中。	兵庫県	製造から35年以上 経過した製品 令和8年9月3日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済
A202600678	令和8年8月4日	令和8年9月16日	接続箱(太陽光発電 システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因 するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	製造から20年以上 経過した製品 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年9月10 日
A202600679	令和8年8月14日	令和8年9月16日	キッチンボード	火災	当該製品の電源のコンセントと当該製品に接続していた電気製 品の電源プラグの接続部を焼損する火災が発生した。当該製品 に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年9月3 日
A202600680	令和8年7月22日	令和8年9月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を鞆に入れてイヤホンを充電中、発煙に気付き確認す ると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該 製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年9月8 日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし